

流山市農業委員会
平成25年第2回
総会議事録

平成25年2月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第2回総会議事録

1 期 日 平成25年2月25日(月)

2 場 所 流山市ケアセンター第1研修室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 11番 根本 隆
12番 小林 常男

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 係 長 田村 敏一

8 事務局 局 長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(3) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(4) 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について	12
(5) 報告第2号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	17
(6) 報告第3号 合意解約の通知について	18
(7) 報告第4号 専決処理の報告について	18

開会 午後3時01分

高市議長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成25年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ここ昨日、今日、非常に風が強うございまして、色々農作物等も痛められるような酷い風でございました。雪が降るよりはいいかと思えますけれど、いずれにいたしても、十分健康に留意していただいて、ひとつ頑張っていたきたいとこのように思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

ただいまのところ、出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認め、11番、根本委員、12番、小林委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、田村係長を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたくと存じます。

本日、御審議いただく案件は、議案第4号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第7号の「農用地利用集積計画の決定について」までの4議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第2号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第4号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第4号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年2月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございますが、この1番の案件と次の2番の案件につきましては、お互いの農地を交換したいというもので、申請内容が関連しているため、一括して御説明をさせていただきます。

最初に1番ですが、権利者は流山市小屋の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市北の田1筆で、面積は、1,031㎡です。

次に2番ですが、権利者は流山市北の方で、職業は会社員です。申請がありました土地は、流山市北の田1筆で、面積は、1,031㎡です。

次に、申請事由ですが、議案案内図が1ページにございますので、併せて御覧いただきたいと思えます。御覧いただきますと、1番の権利者の方が所有しています田が2筆ありますが、この2筆の間には、2番の権利者の方が所有する田が1筆ございます。このため、この2筆の農地が繋がり一体的に利用ができるよう交換をして、耕作の利便を図っていききたいというものでございます。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

続きまして、3番の案件ですが、本件の権利者は次の4番の権利者と同じ方でございます。また、申請事由も同じですので、この3番と4番につきましても、一括して御説明させていただきます。

初めに権利者ですが、住所は松戸市七右衛門新田の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市平方の田、3番と4番の合計で2筆、面積は、2,062㎡です。申請事由につきましては、農業経営規模の拡大を図るため、農地を取得したいというものでございます。議案案内図につきましては、2ページでございます。

最後にこの3番、4番について補足させていただきますが、この3番と4番の案件のように、流山市以外に住所のある方が農地を買う場合や農地を借りる場合には、従来ですと、農地法第3条の規定によって千葉県知事が許可することになっておりましたが、その後、昨年4月1日に農地法の一部が改正され、第3条の許可権限が各市町村にある農業委員会に移譲されました。これによりまして、権利者の住所が流山市以外の方につきましても、本市農業委員会で可否を決定していただくことになりましたが、権限が移譲されたことに伴い、審査項目や審査基準など、審査に係る変更がありませんので、いままでと同様に、農地法第3条第2項の不許可要件に該当しないか等に、今後も御審査をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

御説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は4件であります。

本案につきましては、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

1番、2番につきましては関連いたしますので、一括して報告をいたします。

申請地は、流山北高等学校の南西約600mに位置しています。

申請理由でございますが、1番と2番の田圃は、50年来、耕作の利便上、交換をして耕作を行ってきたとのことでしたが、今後のため、土地所有者同士で話し合いを行い、お互いに所有権を交換することで合意を見たことから、今回申請があったものでございます。申請地の田圃はそれぞれ稲刈り後の状況でした。

次に、1番の権利者の営農状況ですが、耕作面積は約2.3haで、農業従事者は3人で、主に米とほうれん草、枝豆などの野菜を栽培しているということでございます。現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、2番の権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約0.9haで、農業従事者は2人で、主に米とほうれん草、トマトなどの野菜を栽培しているということでございます。現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということございました。

次に、3番、4番については、義務者が同じ世帯員で、また権利者が同一人であるため一括して報告いたします。申請地は、流山北高等学校の北800mに位置している田圃、2筆、計2,062㎡で、現況は耕起済みでございました。

申請理由ですが、農地を購入し、経営規模の拡大を図るため、申請があったものでございます。

次に、権利者の営農状況ですが、耕作面積は約1.7haで、農業従事者は3人で、主に米とネギ、ほうれん草等を栽培しているということでございます。

権利者は松戸市にお住まいの方でございますが、申請地までの通作時間は、車で約10分とのことございました。また、現在、所有している農地の中には、不耕作地はなく、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地

を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、1番、2番、3番及び4番それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

なお、本案のうち、1番、2番については、大作委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、大作委員に退席を願い、先に審議を行います。

大作委員の退席を求めます。

(大作委員退席)

高市議長 これより、本案のうち、1番、2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号のうち1番、2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第4号のうち1番、2番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

大作委員の除斥を解きます。

(大作委員入室)

高市議長 次に、本案のうち、3番と4番の案件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号のうち、3番と4番の案件について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第4号のうち、3番と4番の案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」及び関連があります議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち1番を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページを御覧ください。

今月の第4条許可申請は、恒久転用が1件です。なお、この案件につきましては、次の4ページ、議案第6号の第5条許可申請、このなかの1番と同一事業となっておりますので、一括して、御説明させていただきます。

初めに戻っていただきまして、議案第5号の4条許可申請です。

議案第5号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年2月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

先ず申請者ですが、申請者は流山市下花輪の方でございます。

申請がありました土地は、流山市下花輪の畑1筆で、面積は996.15㎡で、転用目的は、太陽光発電設備を設置するものでございます。議案案内図は、3ページと4ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。

第5条許可の1番についてでございます。

議案第6号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年2月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の第5条申請は、4件ですが、そのうちの1番です。

1番の権利者は、議案第5号、第4条許可申請者と同じ方でございます。

申請がありました土地は、流山市下花輪の畑1筆で、面積は608㎡です。

次に転用目的ですが、第4条案件の申請地に接続する第5条の申請地を合わせて、太陽光発電設備を設置するものでございます。

御説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち1番について御報告い

たします。

今月の農地法第4条の案件は、恒久転用によるものが1件ありますが、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番と関連がありますので、併せて御報告させていただきます。

本案については、現地調査と申請者並びに権利者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に、転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものでございます。

申請理由につきましては、申請地は、昨年太陽光発電設備の申請時には、ネギ、生姜、ホウレン草が作付けされていたことから、作付けされていない農地から太陽光発電設備の整備を行い、このたび、収穫後に設備を拡張しようとするものでございます。

買取価格は10kW以上の場合、1kWh当たりで、昨年設置された太陽光発電設備の買取価格と同額の税込で42円であり、買取期間は20年間ということです。

次に、申請地は千葉県立流山おおたかの森高等学校の南西約500m以内に位置しており、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

次に、利用計画ですが、申請地には防草シートを全面に敷設し、出力240wの太陽電池モジュールを210枚設置し、1か所当たり49.5kwhの出力を得る予定でございます。

周辺への被害防除対策としては、周囲にはフェンスを設置し、隣接農地への影響は出ないようにするという事です。

また、雨水は地中浸透処理を行う計画でございます。

次に、資金計画については、建設費が2,040万円で、全額自己資金で賄う計画であり、それに見合う金額の金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令については、特に該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条及び第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいた

します。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち、2番から4番を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページ、議案第6号の2番からでございます。

なお、表題部につきましては、先程朗読させていただきましたので、ここでは、割愛させていただきます。

初めに、2番の案件から御説明させていただきます。

権利者は流山市宮園にある法人でございます。申請がありました土地は、流山市上新宿の畑1筆で、面積は1,654㎡です。転用目的につきましては、資材置場用地とするものです。議案案内図は、5ページと6ページでございます。

続きまして、3番です。

権利者は流山市東深井の方でございます。申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆で、面積は214㎡です。転用目的につきましては、駐車場用地とするものです。議案案内図は、7ページと8ページでございます。

次に、4番ですが、権利者は流山市でございます。申請がありました土地は、流山市大畔の畑2筆で、面積は100.77㎡です。転用目的につきましては、管理用の通路用地とするものです。議案案内図は、9ページと10ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件ですが、そのうち1番については、

先ほど御審議をいただきましたので、2番から4番について御報告いたします。

本案につきましては、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、2番ですが、移転の原因は売買で、転用目的は資材置場を設置しようとするものでございます。

権利者は、市内に事業所を置く株式会社で、平成4年に設立されています。

事業内容は、土地の分譲、住宅の建設などで、年商は直近の5年間は、10億円から15億円ということです。

申請理由については、現在、資材置場を所有していないことから、関連下請事業所が資材置場を借用し、その賃料の一部を負担しているとのことで、自社所有の資材置場を確保し、事業の効率化及び経費の軽減を図ろうとするものでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、東武野田線初石駅の北西約1kmに位置し、周囲は農地となっておりますが、生産性が低い農地区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、事業計画の概要ですが、コンクリート2次製品のU字溝、集水柵や砕石、造成発生土、建設重機等を置く計画です。

周辺への被害防除対策としては、雨水は申請地西側の道路のU字溝へ放流する計画です。また、隣接農地へ土砂が流出しないよう鋼板による土留めをする計画です。

次に、近隣農地所有者に説明を行ったところ、前面道路が通学路に該当することから、朝の通学時間帯での資材の搬出・搬入は控えるよう要望があり、その時間帯は利用を差し控えるとのことでした。

次に、資金計画については、土地購入費が1300万円、建設費が90万円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、特に該当はありません。

次に、3番でございますが、移転の原因は売買で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

申請理由については、権利者は現在、アパート住まいで、このたび、当該申請地の隣接地を購入し、新築する予定でございますが、自己所有の自動車2台、両親の自動車1台と通勤に使用している事業所の作業用トラックの4台分の駐車場を周辺で捜していたところ、確保することができなかつたことから、自宅前の当該申請地を購入し、駐車場に整備したいため申請があったものでございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は江陽台病院の東約500

mに位置し、現地は特に耕作はされていませんでしたが、周囲は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、周辺への被害防除対策としては、路盤を砕石舗装し、雨水は自然浸透させるとのことです。

次に、資金計画については、土地購入費が200万円、建設費が70万円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、特に該当はありません。

次に、4番ですが、移転の原因は使用貸借で、転用目的は「生物多様性がれやま戦略」で重点拠点としている山林の維持管理用通路を確保しようというもので、権利者は流山市でございます。

申請理由としては、流山市では、平成22年9月に「生物多様性がれやま戦略」を策定しました。そこで、生物多様性の保全・回復に関し、優先的に取組を進める重点地区・拠点を選定し、取組や活動を進めるための重点プロジェクトを設定しました。

重点地区として、「市野谷の森地区」と、「利根運河地区」が選定されたところであります。

このたび、「市野谷の森地区」の自然環境を保全管理するための進入路がないことから、申請地の所有者の協力を得て、管理通路として使用することになったということです。

このため、流山市長から、申請があったものでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、千葉県流山警察署の北側、約500mに位置し、周囲は住宅、資材置場、農地が連たんしている区域内にある農地で、10ha未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に利用計画についてですが、当該通路は、車の進入はなく、保全管理のための作業は、夏期の時期で月2回程度、通年では年10回程度と利用頻度が少ないことから、路盤は整地のみとする計画でございます。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番(青野委員) 2番の件ですけれども、ひとつは、2番の株式会社が資材置場ということですが、農地への被害、それから通学路であるけれども説明上問題がないと。

それから資材置場の内容として、コンクリートや集水桝、あるいは、発生土等を置くということですが、周辺対策としていつ説明をされ、どういう意見がなされたのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたい。

それから、4番目、流山市が使用貸借ということで、生物多様性戦略に基づいて山林の維持管理に要するために、使用貸借をして通路として利用し、なおかつ、車の進入はなし、年10回程度の利用ということですが、年10回程度の進入で、道路の維持管理が通路としてできるのか、その辺についても、もう少し詳しくお聞かせいただきたい。

山口次長補佐 ただいま青野委員から御質問のありました議案第6号の2番の資材置場の関係でございますが、お答え申し上げます。

先ず、周辺への説明ということでございますが、説明をした者は、今回申請がありました委任者から周辺の地権者に対して説明をさせていただいております。

また、申請者の会社の担当者からも併せて周辺に説明させていただいております。その説明につきましていつ頃かと申しますと、今年の1月末に事前協議があり、本申請が2月7日です。2月7日の本申請までに周辺の地権者と必ず調整を図るように、事務局から指導させていただきました。

その結果、隣接の農地の所有者、実際には、申請地の南側に当たります。そこには、農地がございます。この農地は三人の共有物となっておりますが、こちらにつきましては、全て了解ということで回答をいただいているとのことです。

その説明の内容につきましては、会社名とどういうものを造るのか、その規模、あとは工事期間、申請地の範囲。環境対策といたしましては、雨水の関係、それと土砂の流出防止対策、これを説明させていただいております。

隣接の所有者からは、特に意見はないということで、こちらに記載されております。

ですので、適正な処理をされるということで、こちらは申請を受付いたしまして、今回の審議に上げさせていただいております。

通学路につきましても、小委員会のなかで現地調査を行ったところ、実際に西初石小の通学路ということで、看板も立っております。小委員会の質問のなかで、どうするのかとお聞きしたところ、通学路の時間帯7時半から8時半ですか、これについては、極力避けるという、それと資材置場の利用度も毎日ということではないとのことでございましたので、その時間帯は避けて利用させていただくと、小委員会におきましても、そういった回答を得ておりました。

次に、4番の市の関係ですが、管理用の通路につきましては、通路ということで、整備関係をはっきり砕石とか、また、周辺農地への影響がない形での予定計画を立てていただきたかった訳ですが、ヒアリングの当日、担当者から、夏の時期には保全のために月2回程度しか入らないということ、対象地の土地の草刈りに年2回入るということで、多くても1年間を通じて、10回程度しか入らないということでした。

農業委員会の立場といたしましては、周辺は、道路の端は農地の畑になりますが、そこに進入しないような形、また、そこが通路として段々拡張されてしまうと困るということで、担当の方には何度かお願いしました。

そうしたところ、最悪の場合には、トラロープで杭を打って、そこから出ないようにしたいという方法もひとつあります。ただ、今回、生物多様性のなかで、ここをまだ市民に公表しているところではございません。整備するということは、その先に何かあるというように捉えてしまうということで、今の段階では、あまり大々的にはしたくないということで、今回は簡易的な形での整備ということでお願いしたいと申出がございましたので、年10回程度であれば通常の耕作で入るものと同じような頻度と考えていただければ、それより少ないですので、そこまで細かく指導する必要はないのではないかと思います。

また、ここは車両も入りませんので、ただ徒歩だけで入るということです。

図面にもありますように、申請地から南側は道路として認定はされておりますので、その先の短い区間ですので、原状のままでいいのではないかと判断させていただきました。以上でございます。

7番(青野委員) 生物多様性戦略だから、担当課は環境政策課だと思うが、どういう団体と環境政策課が連絡を取ってこういう通路を確保すると、その団体名は。

山口次長補佐 今回の議事録のなかに、団体名とか、生物多様性に何なのかを、大分省略させていただいております。

実際、現在、
、
のところには、
があり、その保全が必要というところがございます。その保全を
と市が協定書を締結いたしました。今回のこの許可が下りれば、申請地を使ってそちらに入って行き、夏場の時期は定点観測し、申請地の奥は山林になりますけれども、そちらの草刈り等をして保全していくと、これが定着すれば、一般に公開するかもしれませんけれども、今の段階としては未だ保全する時期であるとして、
であるとは伏せておきたいということです。ですから、今回の多様性戦略の策定のなかにも、
という文言は一切出しておりません。このような状況でございます。その辺をご理解くださるようお願いします。

7番(青野委員) 小委員長の報告でも、生産性の低い2種農地だと報告も強調されておりますけれども、2種に係わらず農地であるということは事実でございますので、生産者に被害のないような、それからゴミを捨てられないように十分ひとつ監視を強めて、特に担当課の環境政策課と連携を採りながら、農地が保全をされ、なおかつ環

境に力を発揮できる方策を要望しておきます。以上です。

高市議長 他に質問はございますか。

10番(大作委員) 2番の関係ですが、差し支えなければ売買価格をお教えいただきたいと思ひます。

それと4番についてですが、議案案内図に寄付予定地とありますが、寄付予定地の平米数はどの位でしょうか。それは、自主的に寄付したいと申し入れがあったのか、それとも、市の方から寄付してくれと要請されたのか、どちらかわかる範囲で教えていただければと思ひます。

山口次長補佐 大作委員から質問のありました2番の購入価格でありますけれども、先程、小委員長からの御説明がありましたように、価格は1,300万円ということでございます。申請地は1,654㎡で、この1,300万円は周辺の土地を含めて、7,758㎡を、1,300万円で購入してございまして、坪当たり5,530円で購入しております。

引き続き、4番でございますけれども、寄付予定地につきましては、地目は山林で、7,036㎡で、これにつきましては、地権者の方で相続が発生し、その時に市の方に寄付をしたいと申出があったということで、市の方もこの寄付を受けたいと意見が一致したため、成立しております。以上でございます。

10番(大作委員) 2番の関係ですけれども、これは一般売買ですよ。これは、競売の単価に併せて購入したと理解していいのか。

山口次長補佐 イコールとは、限りませんけれども、あくまでもこれは、競売として挙がっておりましたけれども、取り下げいたしまして、取り下げし関係者と協議した金額です。

高市議長 他に御質問はございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 ないようですので、これより採決を行います。

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち、2番から4番の案件について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち、2番から4番の案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第7号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年2月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

先ず、新規分から御説明させていただきます。

初めに、1番ですが、権利者は流山市東深井の方で、職業は無職です。利用権を設定しようとする土地は、流山市北の畑1筆で、面積は1,689㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては1ページでございます。

次に、2番ですが、権利者は1番と同じ方でございます。利用権を設定しようとする土地は、流山市上新宿の畑1筆、面積は1,420㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、3番ですが、権利者は流山市平方の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市平方の田1筆、面積は1,011㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、2ページでございます。

続きまして、議案書の7ページです。

ここからは更新によるものでございます。

初めに、4番ですが、権利者は流山市西深井の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の畑1筆、面積は641㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、11ページでございます。

次に、5番ですが、権利者は流山市東深井の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田2筆、合計面積は2,042㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、12ページでございます。

この5番についてですが、本件農地は、これまで利用集積制度を使い別の方が耕作しておりましたが、その世帯の御家族の方がお亡くなりになりまして、労働力不足になってきたところから、ここで合意解約がなされました。このため、合意解約後は、今回の権利者がこれを引き継ぎ、耕作を行って行きたいというものでございます。

なお、合意解約に関する手続きに関しましては、このあと議案書の11ページにある報告第3号のなかで、御報告させていただきます。

続きまして、6番ですが、権利者は松戸市七右衛門新田の方で、先程、御審議いただきました議案書の2ページ、3条許可申請の3番、4番の権利者の方と同じ方でございます。利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市平方の田5筆、合計面積は4,646㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、12ページでございます。

次に、7番ですが、権利者は6番と同じ方でございます。利用権を設定しようとする

土地は、流山市平方の田1筆、面積は1,031㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図は、先程の6番と同じく12ページでございます。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

次に、8番ですが、権利者は流山市中の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市平方の田3筆、合計面積は3,093㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、2ページでございます。

次に、9番ですが、権利者は流山市小屋の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市小屋の畑1筆、面積は304㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、13ページでございます。

最後に、10番ですが、権利者は流山市前ヶ崎の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市前ヶ崎の田1筆、面積は1,999㎡で、利用権の設定期間は更新により10年間です。議案案内図につきましては、14ページでございます。

今月の利用集積計画は、以上の10件です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が3件、更新が7件の計10件でございます。

最初に新規分です。1番、2番でございますが、同一権利者でありますので、一括して御報告します。

権利者は新規に就農希望の方で、年齢は、64歳で無職の方でございます。権利者は、15年程前から1番の義務者の農地を借用して、ねぎ、白菜などを作付けされていたということですが、過去に農業に従事していた経験があり、退職後、本格的に農業に参入しようとするものであります。農業従事者は、1名ですが、農業を本格的に始めたときは、妻が就農する予定ということであり、農機具については、トラクター2台、田植え機1台、稲刈り機1台、水中ポンプ、ねぎの土掛け機2台を所有しているということであり、

通作時間については、自動車、約10分程度とのことでした。

次に、年間の作付け計画は、枝豆、ねぎ、ホウレン草などを作付けし、自宅近くの高齢者施設で販売する計画で、年間30万円程度の収入を見込んでいるということであり、次に、現地の状況ですが、1番の農地の畑は、ネギ、白菜などが作付けされておりました。

次に、2番の農地の畑は、ソラマメ、大根、ラッキョウなどが栽培されていたほか、大半は耕起済みの状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、3番についてご報告します。権利者の職業は農業で年齢は42歳です。また、営農状況については、耕作面積が約4.7haで、農業従事者は権利者を含め4名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、更新分です。4番についてご報告します。

権利者の職業は、農業で、年齢は78歳です。また、営農状況については、耕作面積が約0.3haで、農業従事者は権利者の1名です。現地の状況ですが、対象農地の畑は、ほうれん草、白菜などが作付けされておりました。今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、5番でございますが、権利者の職業は、農業で、年齢は83歳です。また、営農状況については、耕作面積が約0.6haで、農業従事者は権利者を含め3名です。現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起が行われておりました。本件については、先月合意解約されたため、新たな権利者の下で引続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、6番、7番については、権利者が同一人ですので、一括して御報告します。権利者の職業は、農業で、年齢は74歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1.7haで、農業従事者は権利者を含め3名です。現地の状況ですが、対象農地の田は、いずれも耕起が行われておりました。今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、8番でございますが、権利者の職業は、農業で、年齢は35歳です。また、営農状況については、耕作面積が約11.4haで、農業従事者は権利者を含め4名です。現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でした。今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、9番でございますが、権利者の職業は、農業で、年齢は83歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1haで、農業従事者は権利者を含め2名です。現地の状況ですが、対象農地の畑は、ほうれん草などが作付けされておりました。今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、10番でございますが、権利者の職業は、農業で、年齢は34歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1.9haで、農業従事者は権利者を含め3名です。現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起が行われておりました。今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き10年間の利用権を設定しようとするものです。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしています。

よって、本案については、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番(青野委員) 1番、2番の件ですけれども、農業経営基盤強化促進法に基づいて、私は素晴らしい方ではないかと思っているのですけれども、健康状態はどうですか。そのことがひとつ。

それから、自宅から10分程度でその場所に行けるという好条件にもあると思うのですけれども、今後、こういう方に対する市のあるいは農業委員会事務局あるいは市長部局の農政課として、こうした方々への支援策、この辺について、お聞かせいただきたい。

岡田事務局長 1番と2番の方の健康状態についてのことですが、私もヒアリングに同席させていただきました。元気な方でいらっしやいまして、すこぶるたくましさを感じました。

このような新たに参入された方への市の支援としましては、市の農業行政も奨励をしております。新規という形については、面積に応じて助成金をお出ししているということでもあります。ただ、貸す方の側ということになりますが、借りる側、この権利者には、これから周辺への土地所有者の方々との調整も必要となってきたりします。

この方が仰るには、無農薬野菜を目指していきたいということでございましたので、低化学肥料あるいは肥料・農薬の低減化を図っている既存の農家の方々と若干、意見が合わないところがありますので、そういった点は、色々こちらも調整を図って行き、こういう方が参入できる環境というものは行政側として提供していかなければいけないと思っております。

直接的にこの方へ、金銭的な助成はありませんが、貸す方の側については、奨励金として出させていただいているのが現状でございます。以上です。

7番(青野委員) この農業経営基盤との関係にはあまり係わってはいなかったのですけれども、先週、豊四季団地の方々が高齢化が進んできて、そして、農業の農家の人たちのお手伝いをするというのが、NHKでもやっております、素晴らしいことをテレビで取り上げてくれたと思っています。

私はこういうことを、農業でやっていると、何かの機会に取り上げて、そして、定年退職された方々が、年間でのこの方の計画だと30万円ということで、そういう楽しみを

農地に求めて、そして自分の健康づくりにも役立てている。

私は素晴らしい方だと聞いていたものですから、そしたら、局長もたくましい方ですと。段々たくましくなってもらわないと思いますので、意見として、申し上げておきます。以上です。

高市議長 他に御質問はございますか。

(なしの声あり)

高市議長 ないようですので、これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第2号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第2号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成25年2月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市前平井の畑2筆、面積は1,454㎡で、昨年の12月に開催されました農業委員会総会の議案第58号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いのなかで御承認をいただきました方の農地で、議案案内図につきましては、15ページになります。

なお、この農地は土地区画整理事業の区域内にございまして、仮換地指定を受けておりますが、昨年の11月27日付けで使用収益が開始されております。

また、買取り希望価格につきましては、記載のとおりとなっております。今後、平成25年の4月10日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為の制限が解除されることになるものでございます。

今月の御報告は、以上の1件でございます。よろしく御報告申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第3号「合意解約の通知について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページでございます。

報告第3号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成25年2月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

合意解約がされました農地は、流山市西深井の田2筆、面積は2,042㎡で、解約通知書の受付年月日は平成25年1月15日でございます。この農地につきましては、先程の議案第7号で御承認のいただきました利用集積計画の5番と同じ農地でございます。合意解約後における本件農地の耕作については、今後新たな借受人が耕作を引き継いでいくものでございます。

こちらの議案案内図は12ページでございます。

今月の合意解約は、以上の1件です。よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第4号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第4号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は7件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が4件、公衆用道路が1件、老人サービス施設用地が1件、駐車場が1件ございました。

以上、今月の4条届出の合計は、7件、13筆、4,283.74㎡。地目別の内訳では、

田が2筆、874㎡、畑が11筆、3,409.74㎡でございました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は8件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が7件、使用貸借が1件でございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が8件でございました。

以上、今月の5条届出の合計は、8件、13筆、9,626.68㎡。地目別の内訳では、田が3筆、1,866㎡、畑が10筆、7,760.68㎡でございました。

御報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(午後4時21分、青野委員退席)

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特になさようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時22分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年2月25日

流山市農業委員長 **高市 正義**

流山市農業委員会委員 **根本 隆**

流山市農業委員会委員 **小林 常男**